

令和元年

西条市議会第1回6月定例会提出議案書

西条市



## 目 次

議案第 1 号	西条市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について . . . . .	1
議案第 2 号	令和元年度西条市一般会計補正予算（第 2 回）について . . . . .	別冊
議案第 3 号	令和元年度西条市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）について . . . . .	〃
議案第 4 号	令和元年度西条市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）について . . . . .	〃
議案第 5 号	令和元年度西条市水道事業会計補正予算（第 1 号）について . . . . .	〃
議案第 6 号	西条市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定その 1 の締結について . . . . .	2 7
議案第 7 号	土地改良事業の施行について . . . . .	3 1
議案第 8 号	土地改良事業の施行について . . . . .	3 5
議案第 9 号	土地改良事業の施行について . . . . .	3 9
議案第 1 0 号	西条市森林整備基金条例について . . . . .	4 3
議案第 1 1 号	西条市自転車等の駐車対策に関する条例について . . . . .	4 7
議案第 1 2 号	西条市税条例の一部を改正する条例について . . . . .	5 3
議案第 1 3 号	西条市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について . . . . .	7 7
議案第 1 4 号	西条市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について . . . . .	8 1
議案第 1 5 号	西条市介護保険条例の一部を改正する条例について . . . . .	8 5
議案第 1 6 号	西条市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について . . . . .	8 9
議案第 1 7 号	西条市火災予防条例の一部を改正する条例について . . . . .	9 3
報告第 1 号	平成 3 0 年度西条市繰越明許費繰越計算書について . . . . .	9 7
報告第 2 号	平成 3 0 年度西条市水道事業会計予算繰越計算	

	書について	105
報告第 3 号	平成30年度西条市病院事業会計予算繰越計算書について	109
報告第 4 号	西条市土地開発公社の経営状況について	113
報告第 5 号	公益財団法人佐伯記念育英会の経営状況について	115
報告第 6 号	株式会社西条産業情報支援センターの経営状況について	117
報告第 7 号	株式会社ソラヤマいしづちの経営状況について	119
報告第 8 号	交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について	121
報告第 9 号	交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について	125
報告第 10号	交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について	129
報告第 11号	交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について	133
報告第 12号	権利の放棄について	137



議案第 1 号

西条市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

西条市税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年 6 月 4 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

専決第 3 号

専決処分書

西条市税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 3 1 年 3 月 3 1 日

西条市長 玉 井 敏 久

西条市税条例等の一部を改正する条例

(西条市税条例の一部改正)

第1条 西条市税条例（平成16年西条市条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるものを支出した場合には_____、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき金額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第11項</u>（法附則第5条の6第2</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるものを支出した場合には<u>においては</u>、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき金額（当該納税義務者が前年中に<u>同項第1号</u>に掲げる寄附金_____を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第2項</u>（法附則第5条の6第2</p>

項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

#### 附 則

第7条の3の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

#### 附 則

第7条の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）

2. 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34

(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であって、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

3. 第1項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34

条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下この項及び次条において「特例控除対象寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、特例控除対象寄附金を受領する都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申

条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等）

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申

告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った都道府県知事等に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた都道府県知事等は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 (略)

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金\_\_を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には\_\_、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除

告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長\_\_に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長\_\_は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 (略)

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金\_\_を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除

するものとする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～4 (略)

5 法附則第15条第19項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第19項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。

6 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

7 法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

8 法附則第15条第30項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

9 法附則第15条第30項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

10 法附則第15条第31項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

11 法附則第15条第31項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

12 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の

するものとする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～4 (略)

5 法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。

6 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

7 法附則第15条第29項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

8 法附則第15条第29項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

9 法附則第15条第29項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

10 法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

11 法附則第15条第30項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

12 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の

2とする。

1 3 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

1 4 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

1 5 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

1 6 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

1 7 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

1 8 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

1 9 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

2 0 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

2 1 法附則第15条第33項第3号ハ

2とする。

1 3 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

1 4 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

1 5 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

1 6 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

1 7 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

1 8 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

1 9 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

2 0 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

2 1 法附則第15条第32項第3号ハ

に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

22 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

23 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。

24 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

25 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

26 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。

27 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～5 (略)

6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称

に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

22 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

23 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。

24 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

25 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

26 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。

27 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～5 (略)

及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) (略)

10 (略)

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等

(6) (略)

9 (略)

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用

及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) (略)

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

13 (略)

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する平成31年度分

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の

及び令附則第12条第29項に規定する補助金等

(6) (略)

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

12 (略)

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の

表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	円	
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第5項を除く。）において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	円	
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	円	
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪車以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪車以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2

表\_\_\_\_の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	円	
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表\_\_\_\_の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	円	
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。

項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車\_\_\_\_

\_\_\_\_に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。

）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	円	
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～4 (略)

）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～4 (略)

(西条市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 西条市税条例等の一部を改正する条例（平成29年西条市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条の2 西条市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>(略)</p> <p>附則第15条の次に次の5条を加える。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、愛媛県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</p> <p>第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、愛媛県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</p> <p>第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「愛媛県知事」とする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</p> <p>第15条の5 市は、愛媛県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴</p>	<p>第1条の2 西条市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>(略)</p> <p>附則第15条の次に次の5条を加える。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、愛媛県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</p> <p>第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、愛媛県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</p> <p>第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「愛媛県知事」とする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</p> <p>第15条の5 市は、愛媛県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴</p>

収取扱費として愛媛県に交付する。  
 (軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加

収取扱費として愛媛県に交付する。  
 (軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、\_\_\_\_\_、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加

え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

(略)

え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

(略)

(西条市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 西条市税条例等の一部を改正する条例(平成30年西条市条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(西条市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 西条市税条例(平成16年西条市条例第51号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(略)</p> <p>第48条第1項中「による申告書」の次に「(第10項、<u>第11項及び第13項</u>において「納税申告書」という。)」を加える。</p> <p>第48条に<u>次の8項</u>を加える。</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定</p>	<p>(西条市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 西条市税条例(平成16年西条市条例第51号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(略)</p> <p>第48条第1項中「による申告書」の次に「(第10項<u>及び第11項</u> _____ において「納税申告書」という。)」を加える。</p> <p>第48条に<u>次の3項</u>を加える。</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定</p>

にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第12項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法\_\_\_\_\_により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

13 第10項の内国法人が、電気通信回路の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる  
と認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該

にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項\_\_\_\_\_において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、\_\_\_\_\_法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の

届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

(略)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)～(4) (略)

(5) 第1条中西条市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に8項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日

(略)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)～(4) (略)

(5) 第1条中西条市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日

<p>(6)～(9) (略)</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1条の規定による改正後の西条市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第17項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p>	<p>(6)～(9) (略)</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1条の規定による改正後の西条市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p>
--	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中西条市税条例第34条の7の改正規定並びに同条例附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定は、平成31年6月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の西条市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成3
-----------	-----------	--------------------------------

		1年6月1日前に支出したものに 限る。)
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は西条市税条例等の一部を改正する条例（平成31年西条市条例第14号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の西条市税条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

4 新条例附則第9条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

## 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）等が平成31年3月29日に公布され、その一部が平成31年4月1日及び令和元年6月1日から施行されることに伴い、該当部分について、西条市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。

## 関係法令

地方自治法

（専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 （略）

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 （略）

議案第 6 号

西条市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定その 1 の締結  
について

西条市公共下水道根幹的施設の建設工事委託について、次のとおり協定を締結するため、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年西条市条例第 48 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 6 月 4 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

- 1 協定の目的  
西条市公共下水道根幹的施設の建設工事委託
  
- 2 協定の金額  
946,100,000円
  
- 3 協定の相手方  
東京都文京区湯島二丁目31番27号  
日本下水道事業団  
理事長 辻原俊博

#### 提案理由

西条市公共下水道根幹的施設の建設工事（三津屋雨水ポンプ場の建設工事）委託に関する協定その1の締結について、議会の議決を求めるものである。

#### 関係法令

西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例  
（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。



議案第7号

土地改良事業の施行について

次のとおり土地改良事業を施行するため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月4日提出

西条市長 玉井敏久

- 1 事業名  
愛媛県単独土地改良事業
  
- 2 地区名  
西条市周布開田地区
  
- 3 工種  
農道舗装工
  
- 4 事業概要
  - (1) 施行延長  
800メートル
  - (2) 総事業費  
9,400,000円
  - (3) 工期  
令和元年度から令和3年度まで(3か年度)
  - (4) 農道寸法  
幅員 3.0メートル
  - (5) 受益面積  
16.2ヘクタール

## 提案理由

西条市周布開田地区に位置する農道の舗装を、愛媛県単独土地改良事業にて実施するに当たり、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるものである。

## 関係法令

### 土地改良法

#### (土地改良事業の開始)

第96条の2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあっては全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあっては、その全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者の3分の2（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の3分の2）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

3～7 （略）



議案第 8 号

土地改良事業の施行について

次のとおり土地改良事業を施行するため、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 6 月 4 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

- 1 事業名  
愛媛県単独土地改良事業
  
- 2 地区名  
西条市新川地区
  
- 3 工種  
かんがい排水
  
- 4 事業概要
  - (1) 転倒ゲートの改修  
1 か所
  - (2) 総事業費  
8,500,000円
  - (3) 工期  
令和元年度（単年度）
  - (4) 受益面積  
5.5ヘクタール

## 提案理由

西条市新川地区に位置する転倒ゲートの改修を、愛媛県単独土地改良事業にて実施するに当たり、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるものである。

## 関係法令

### 土地改良法

#### (土地改良事業の開始)

第96条の2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあっては全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあっては、その全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者の3分の2（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の3分の2）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

3～7 （略）



議案第 9 号

土地改良事業の施行について

次のとおり土地改良事業を施行するため、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 6 月 4 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

- 1 事業名  
愛媛県単独土地改良事業
  
- 2 地区名  
西条市壬生川地区
  
- 3 工種  
かんがい排水
  
- 4 事業概要
  - (1) 水路改修  
延長40メートル
  - (2) 総事業費  
8,000,000円
  - (3) 工期  
令和元年度から令和2年度まで(2か年度)
  - (4) 受益面積  
8.6ヘクタール

## 提案理由

西条市壬生川地区に位置する水路の改修を、愛媛県単独土地改良事業にて実施するに当たり、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるものである。

## 関係法令

### 土地改良法

#### (土地改良事業の開始)

第96条の2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあっては全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあっては、その全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者の3分の2（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の3分の2）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

3～7 （略）



議案第10号

西条市森林整備基金条例について

西条市森林整備基金条例を次のように定める。

令和元年6月4日提出

西条市長 玉井敏久

## 西条市森林整備基金条例

### (設置)

第1条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第34条第1項に規定する施策に要する経費に充てるため、同法第27条の森林環境譲与税を原資として、森林整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、西条市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）に定めるところによる。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、第1条に規定する経費に充てるものとする。

2 前項の規定による場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して基金に積み立てることができる。

### (繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

本市が国から譲与を受ける森林環境譲与税を原資として、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第34条第1項に規定する施策に要する経費に充てるための基金を設置するため、所要の条例を制定しようとするものである。

## 関係法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（基金）

第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2～7 （略）

8 第2項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。



議案第 1 1 号

西条市自転車等の駐車対策に関する条例について

西条市自転車等の駐車対策に関する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 4 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

## 西条市自転車等の駐車対策に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「法」という。）に基づき、公共の場所における自転車等の放置防止、駐車対策等に関し必要な事項を定めることにより、交通の円滑化及び良好な生活環境の確保を図り、あわせて利用者の利便の増進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

2 前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 公共の場所 道路、公園、広場その他の公共の用に供する場所をいう。

(2) 利用者 自転車等の利用者又は所有者をいう。

### (利用者の責務)

第3条 利用者は、公共の場所に自転車等を放置しないよう努めなければならない。

### (放置自転車等に対する措置)

第4条 市長は、公共の場所の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、放置自転車等を撤去し、保管することができる。ただし、当該自転車等が明らかにその機能を喪失していると認められるときは、直ちに撤去することができる。

### (保管した自転車等の措置)

第5条 市長は、前条の規定により自転車等を保管したときは、規則で定めるところにより、その旨を告示しなければならない。

2 告示した自転車等の保管期間は、告示した日から起算して3月とする。

3 市長は、前項の規定により保管した自転車等を利用者に返還するため、必要な措置を講じるものとする。

### (費用の徴収)

第6条 市長は、保管した自転車等（次条第1項の規定により売却した代金を含む。）を返還するときは、保管に要した費用に充てるため、別表第1に定める額を当該自転車等の返還を受けようとする者から徴収する。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

### (自転車等の売却及び処分)

第7条 市長は、第5条第2項に規定する保管期間を経過してもなお自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するときは、当該自転車等を売却することができる。

2 市長は、前項の規定により自転車等を売却したときは、当該売却代金を第5条第

1 項の規定による告示の日から起算して6月間保管するものとする。

3 市長は、前項に規定する期間内に利用者が判明したときは、売却代金を返還するものとする。

4 市長は、第1項の規定により自転車等を売却しようとする場合において、当該自転車等につき買受人がないとき、又は売却することができないと認められるときは、これを処分することができる。

(自転車等駐車場の設置)

第8条 利用者の利便に供するとともに自転車等の放置防止に資するため、本市に自転車等駐車場を設置する。

2 自転車等駐車場は、別表第2に定めるとおりとする。

(自転車等駐車場の利用車両)

第9条 自転車等駐車場を利用できる車両は、自転車等のほか市長が特に認めるものとする。

(供用の休止)

第10条 市長は、自転車等駐車場の整備のため、又は管理上の理由により必要があると認めるときは、当該自転車等駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(禁止行為)

第11条 自転車等駐車場の利用者(この条及び第14条において単に入場する者も含む。)は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 自転車等駐車場の施設若しくは附帯設備又は駐車中の他の自転車等をき損し、汚損し、又は滅失させること。

(2) 他の自転車等の駐車を妨げること。

(3) 発火、引火若しくは爆発のおそれのある物品又は著しく悪臭を発する物品を持ち込むこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、自転車等駐車場の管理に支障を来すおそれのある行為をすること。

(継続して駐車された自転車等の措置)

第12条 市長は、自転車等駐車場内に自転車等が継続して駐車されているため、当該自転車等駐車場の管理に支障があると認められるときは、利用者に対し、当該自転車等を当該自転車等駐車場内から移動するよう命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により移動を命じた場合において、なお規則で定める期間を超えて当該自転車等が駐車されているときは、当該自転車等を撤去し、保管することができる。

3 前項の規定により、自転車等を撤去し、保管した場合の当該自転車等の措置等については、第5条から第7条までの規定を準用する。

(市の賠償責任)

第13条 自転車等駐車場に駐車する自転車等及びその積載物の盗難又は損傷については、市は賠償の責めを負わない。

(損害の賠償義務)

第14条 自転車等駐車場の利用者は、自転車等駐車場の施設又は附帯設備をき損し、汚損し、若しくは滅失したときは、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1

区 分	単 位	返還費用
自転車	1台につき	2,000円
原動機付自転車	1台につき	3,000円

別表第2

名称	位置
伊予西条駅前駐輪場	西条市大町858番地8
伊予西条駅南駐輪場	西条市大町920番地2
伊予小松駅駐輪場	西条市小松町新屋敷甲382番地6
玉之江駅駐輪場	西条市玉之江105番地5
壬生川駅前駐輪場	西条市三津屋南12番地32
壬生川駅西駐輪場	西条市三津屋444番地8
伊予三芳駅前駐輪場	西条市三芳337番地13

## 提案理由

市が管理する駅の周辺の駐輪場及び公共の場所における放置自転車対策の円滑な実施を図るため、所要の条例を制定しようとするものである。

## 関係法令

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）

第6条 市町村長は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要があると認める場合において条例で定めるところにより放置自転車等を撤去したときは、条例で定めるところにより、その撤去した自転車等を保管しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、条例で定めるところによりその旨を公示しなければならない。この場合において、市町村長は、当該自転車等を利用者に返還するため必要な措置を講ずるように努めるものとする。

3 市町村長は、第1項の規定により保管した自転車等につき、前項前段の規定による公示の日から相当の期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、条例で定めるところにより、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市町村長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。

4 第2項前段の規定による公示の日から起算して6月を経過してもなお第1項の規定により保管した自転車等（前項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、市町村に帰属する。

5 第1項の条例で定めるところによる放置自転車等の撤去及び同項から第3項までの規定による自転車等の保管、公示、自転車等の売却その他の措置に要した費用は、当該自転車等の利用者の負担とすることができる。この場合において、負担すべき金額は、当該費用につき実費を勘案して条例でその額を定めたときは、その定めた額とする。



議案第 1 2 号

西条市税条例の一部を改正する条例について

西条市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 4 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市税条例の一部を改正する条例

第1条 西条市税条例（平成16年西条市条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>6 第1項又は前項の場合において、前</u> <u>年において支払を受けた給与で所得税</u> <u>法第190条の規定の適用を受けたも</u> <u>のを有する者で市内に住所を有するも</u> <u>のが、第1項の申告書を提出するとき</u> <u>は、法第317条の2第1項各号に掲</u> <u>げる事項のうち施行規則で定めるもの</u> <u>については、施行規則で定める記載に</u> <u>よることができる。</u></p> <p><u>7 (略)</u></p> <p><u>8 (略)</u></p> <p><u>9 (略)</u></p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p>
<p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶</u> <u>養親族等申告書</u>)</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条 第1項の規定により同項に規定する申 告書を提出しなければならない者（以 下この条において「給与所得者」とい う。）で市内に住所を有するものは、 当該申告書の提出の際に經由すべき<u>同</u> <u>項に規定する給与等の支払者</u>（以下こ の条において「給与支払者」という。 ）から毎年最初に給与の支払を受ける 日の前日までに、施行規則で定めると ころにより、次に掲げる事項を記載し</p>	<p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶</u> <u>養親族申告書</u> )</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条 第1項の規定により同項に規定する申 告書を提出しなければならない者（以 下この条において「給与所得者」とい う。）で市内に住所を有するものは、 当該申告書の提出の際に經由すべき<u>同</u> <u>項の</u> _____ <u>給与等の支払者</u>（以下こ の条において「給与支払者」という。 ）から毎年最初に給与の支払を受ける 日の前日までに、施行規則で定めると ころにより、次に掲げる事項を記載し</p>

た申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1)、(2) (略)

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) (略)

2～5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条

の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。

以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。

)を有する者若しくは単身児童扶養者である者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1)、(2) (略)

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

た申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1)、(2) (略)

(3) (略)

2～5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条

の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

\_\_\_\_\_ (以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の

\_\_\_\_\_ 公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1)、(2) (略)

(4) (略)

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 (略)

(市民税に係る不申告に関する過料)

第36条の4 市民税の納税義務者が第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定により提出すべき申告書

(3) (略)

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 (略)

(市民税に係る不申告に関する過料)

第36条の4 市民税の納税義務者が第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定によって提出すべき申告書

を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第9項若しくは第10項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

## 2、3 (略)

### 附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含

を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第8項若しくは第9項の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

## 2、3 (略)

### 附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

第7条の3の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含

む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2、3 (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和3年度

までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2、3 (略)

(土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 (略)

(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前

む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2、3 (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から平成33年度

までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2、3 (略)

(土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 (略)

(平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前

の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税につい

の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であって、平成32年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税につい

て法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度

て法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度

までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるもの

までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるもの

に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準とな

に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準とな

るべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規

るべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規

定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5（略）

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の非課税の特例）

第15条の2の2 市長は、当分の間、第81条の2の規定にかかわらず、愛媛県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の2の3（略）

2 愛媛県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は

定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5（略）

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の2（略）

法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 愛媛県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 (略)

2 (略)

3 自家用の3輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用について

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 (略)

2 (略)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条\_\_\_\_\_に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定\_\_\_\_\_を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

は、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
(イ)		
第2号ア	6,900円	1,800円
(ウ)a	10,800円	2,700円
第2号ア	3,800円	1,000円
(ウ)b	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に

掲げる字句とする。

第 2 号ア	3, 9 0 0 円	2, 0 0 0 円
(イ)		
第 2 号ア	6, 9 0 0 円	3, 5 0 0 円
(ウ) a	1 0, 8 0 0	5, 4 0 0 円
	円	
第 2 号ア	3, 8 0 0 円	1, 9 0 0 円
(ウ) b	5, 0 0 0 円	2, 5 0 0 円

4 法附則第 3 0 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げるガソリン軽自動車のうち 3 輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第 8 2 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア	3, 9 0 0 円	3, 0 0 0 円
(イ)		
第 2 号ア	6, 9 0 0 円	5, 2 0 0 円
(ウ) a	1 0, 8 0 0	8, 1 0 0 円
	円	
第 2 号ア	3, 8 0 0 円	2, 9 0 0 円
(ウ) b	5, 0 0 0 円	3, 8 0 0 円

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第 1 6 条の 2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽

自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る

市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和2年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)、(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和2年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対

市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)、(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対

<p>して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>(個人の市民税の税率の特例等)</p> <p>第22条 平成26年度から令和5年度__までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>(個人の市民税の税率の特例等)</p> <p>第22条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。</p> <p>2 (略)</p>
--	---

第2条 西条市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。))を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦、<u>寡夫又は单身児童扶養者</u>(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。))を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦<u>又は寡夫</u> _____ (これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p>

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2～4 (略)

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2～4 (略)

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽

自動車の前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2、3 （略）

自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2、3 （略）

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中西条市税条例第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに次条の規定  
令和2年1月1日

(2) 第2条中西条市税条例第24条の改正規定及び附則第3条の規定  
令和3年1月1日

(3) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第5条の規定  
令和3年4月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の西条市税条例（次項及び第3項において「令和2年新条例」という。）第36条の2第7項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 令和2年新条例第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき西条市税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する令和2年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 令和2年新条例第36条の3の3第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以

下この項において「新所得税法」という。)第203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する令和2年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の西条市税条例第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条本文の規定による改正後の西条市税条例(以下「令和元年10月新条例」という。)の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同条本文に規定する施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 令和元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の西条市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

#### 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）が公布されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。



議案第 13 号

西条市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

西条市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 4 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

西条市国民健康保険税条例（平成16年西条市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。</p> <p>3、4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>58万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>58万円</u>とする。</p> <p>3、4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>58万円</u>を超える場合には、<u>58万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p>

<p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>51万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>27万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>50万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ (略)</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の西条市国民健康保険税条例の規定は、令和元年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

#### 提案理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第87号）が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第14号

西条市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

西条市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月4日提出

西条市長 玉井敏久

西条市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

西条市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年西条市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長</u>が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4、5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(職員の経過措置)</p> <p>第3条 この条例の施行の日から<u>令和2年3月31日</u>までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（<u>令和2年3月31日</u>までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事_____</p> <p>_____が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4、5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(職員の経過措置)</p> <p>第3条 この条例の施行の日から<u>平成32年3月31日</u>までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（<u>平成32年3月31日</u>までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第50号）が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。



議案第 15 号

西条市介護保険条例の一部を改正する条例について

西条市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 4 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市介護保険条例の一部を改正する条例

西条市介護保険条例（平成16年西条市条例第137号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和元年度及び令和2年度</u>  <u>      </u>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(9) （略）</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>27,600円</u>とする。</p> <p>3 <u>前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「27,600円」とあるのは、「46,000円」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 <u>第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「27,600円」とあるのは、「53,400円」と読み替える</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>平成30年度から平成32年度</u>  <u>      </u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(9) （略）</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成30年度から平成32年度まで</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>33,100円</u>とする。</p>

ものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の西条市介護保険条例第4条の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 提案理由

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成31年政令第118号）及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第54号）が施行されたことに伴い、第1号被保険者の令和元年度及び令和2年度の保険料率について、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第16号

西条市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例について

西条市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例を次のように定める。

令和元年6月4日提出

西条市長 玉井敏久

西条市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

西条市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年西条市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(員数)</p> <p>第4条 地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) <u>主任介護支援専門員（介護支援専門員であって、施行規則第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者（当該研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）をいう。）</u>その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 (略)</p>	<p>(員数)</p> <p>第4条 地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) <u>主任介護支援専門員（<u>施行規則第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者</u></u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____をいう。）その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第48号）が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。



議案第 17 号

西条市火災予防条例の一部を改正する条例について

西条市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 4 日提出

西条市長 玉井敏久

西条市火災予防条例の一部を改正する条例

西条市火災予防条例（平成16年西条市条例第206号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(避雷設備)</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）</u>に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(設置の免除)</p> <p>第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。</p> <p>(1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が75度以下で種別が1種_____の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小</u></p>	<p>(避雷設備)</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本工業規格</u>_____に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(設置の免除)</p> <p>第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。</p> <p>(1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が75度以下で<u>作動時間が60秒以内</u>の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>

規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

(7) （略）

(6) （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条第1項の改定規定は、令和元年7月1日から施行する。

#### 提案理由

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）が公布され、及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成31年総務省令第11号）が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

報告第 1 号

平成 3 0 年度西条市繰越明許費繰越計算書について

平成 3 0 年度西条市繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により、報告する。

令和元年 6 月 4 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

## 平成30年度 西条市繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

番号	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
				円	円
1	6 農林水産業費	1 農業費	地籍調査事業	30,600,000	30,600,000
2		2 林業費	水源の森整備事業	17,168,000	17,168,000
3			国補林地開設事業	6,131,000	6,131,000
4	7 商工費	2 観光費	アウトドア活動拠点施設整備事業	34,000,000	34,000,000
5	8 土木費	1 土木管理費	木造住宅耐震改修事業	9,400,000	2,520,000
6		2 道路橋りょう費	橋りょう耐震化事業	15,520,000	15,516,000
7			楠浜北条線道路改良事業	81,495,000	78,400,000
8			北条新田高松線道路改良事業	16,890,000	14,681,000
9			下田明理川線道路改良事業	11,096,000	10,612,000
10			5 都市計画費	都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業	23,167,000
11		喜多川朔日市線改良事業		632,061,000	280,046,000
12		東部公園整備事業		118,856,000	72,861,000
13		丹原中央公園整備事業		95,109,000	30,451,000
14		御舟川水環境創造事業		13,116,000	12,877,000

左 の 財 源 内 訳					説 明
既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
	国 県 支 出 金	市 債	そ の 他		
円	円	円	円	円	
0	22,950,000	0	0	7,650,000	補助事業の交付決定が遅れたため。
0	7,700,000	7,900,000	0	1,568,000	台風災害の影響によるため。
0	3,311,000	2,700,000	0	120,000	台風災害の影響によるため。
0	0	32,300,000	1,700,000	0	関連工事との日程調整に不測の日数を要したため。
0	1,920,000	0	0	600,000	補助金交付先の事業完了が遅れたため。
0	8,234,000	6,000,000	0	1,282,000	関係機関との協議等に不測の日数を要したため。
0	0	74,400,000	0	4,000,000	関係機関との協議等に不測の日数を要したため。
0	0	13,900,000	0	781,000	関係機関との協議等に不測の日数を要したため。
0	0	10,000,000	0	612,000	関係機関との協議等に不測の日数を要したため。
0	5,512,000	5,200,000	0	1,271,000	実施設計に不測の日数を要したため。
0	101,579,000	162,800,000	0	15,667,000	用地交渉において不測の日数を要したため。
0	36,431,000	34,600,000	0	1,830,000	用地交渉において不測の日数を要したため。
0	14,851,000	14,800,000	0	800,000	用地交渉において不測の日数を要したため。
0	5,151,000	7,300,000	0	426,000	用地交渉において不測の日数を要したため。

## 平成30年度 西条市繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

番号	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
				円	円
15	10 教育費	2 小学校費	小学校空調設備整備事業	1,042,417,000	1,042,417,000
16		3 中学校費	中学校管理費	9,887,000	9,887,000
17			中学校空調設備整備事業	481,290,000	481,290,000
18		4 幼稚園費	幼稚園空調設備整備事業	36,704,000	36,704,000
19	11 災害復旧費	1 農林水産業施設 災害復旧費	農地農業用施設災害復旧事業 (30年7月豪雨)	33,081,000	14,211,000
20			農地農業用施設災害復旧事業 (30年台風24号災)	159,332,000	125,147,000
21			林業施設災害復旧事業 (30年7月豪雨)	38,000,000	17,230,000
22			林業施設災害復旧事業 (30年台風24号災)	116,400,000	81,390,000
23		2 公共土木施設 災害復旧費	道路橋りょう災害復旧事業 (30年台風24号災)	11,579,000	8,404,000
合			計	3,033,299,000	2,434,526,000

左 の 財 源 内 訳					説 明
既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
	国 県 支 出 金	市 債	そ の 他		
円	円	円	円	円	
0	249,096,000	793,300,000	0	21,000	補助事業の交付決定が遅れたため。
0	3,327,000	6,500,000	0	60,000	補助事業の交付決定が遅れたため。
0	134,734,000	346,400,000	0	156,000	補助事業の交付決定が遅れたため。
0	7,710,000	28,900,000	0	94,000	補助事業の交付決定が遅れたため。
0	7,254,000	5,500,000	660,000	797,000	国の災害査定等に不測の日数を要したため。
0	53,782,000	16,700,000	6,034,000	48,631,000	国の災害査定等に不測の日数を要したため。
0	13,747,000	2,100,000	0	1,383,000	国の災害査定等に不測の日数を要したため。
0	52,339,000	25,400,000	0	3,651,000	国の災害査定等に不測の日数を要したため。
0	0	5,900,000	0	2,504,000	入札不調により契約締結に不測の日数を要したため。
0	729,628,000	1,602,600,000	8,394,000	93,904,000	

平成30年度 西条市繰越明許費繰越計算書

(公共下水道事業特別会計)

番号	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
				円	円
1	2 建設費	1 西条処理区建設費	管渠整備事業	80,211,000	41,945,000
2			管渠改築事業	12,408,000	5,011,000
3			雨水ポンプ場改築事業	157,580,000	157,560,000
4			終末処理場増設等事業	1,540,000	1,000,000
5			終末処理場改築事業	150,780,000	114,000,000
6		2 東丹処理区建設費	管渠整備事業	165,359,000	125,105,000
7			三津屋雨水ポンプ場整備事業	42,480,000	35,000,000
合			計	610,358,000	479,621,000

左 の 財 源 内 訳					説 明
既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
	国 県 支 出 金	市 債	そ の 他		
円 0	円 11,909,000	円 27,900,000	円 0	円 2,136,000	関係機関との協議等に不測の日数を要したため。
0	2,505,000	2,200,000	0	306,000	関係機関との協議等に不測の日数を要したため。
0	78,780,000	0	0	78,780,000	補助事業の交付決定が遅れたため。
0	550,000	400,000	0	50,000	特注品の納期が遅延したため。
0	62,700,000	45,600,000	0	5,700,000	特注品の納期が遅延したため。
0	52,636,000	66,200,000	0	6,269,000	関係機関との協議等に不測の日数を要したため。
0	17,500,000	15,700,000	0	1,800,000	入札不調により契約締結に不測の日数を要したため。
0	226,580,000	158,000,000	0	95,041,000	

関係法令

地方自治法施行令

(繰越明許費)

第146条 (略)

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

3 (略)

報告第2号

平成30年度西条市水道事業会計予算繰越計算書について

平成30年度西条市水道事業会計に係る支出予算の経費を別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、報告する。

令和元年6月4日提出

西条市長 玉井敏久

平成30年度 西条市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

番号	款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
				円	円	円
1	1 資本的支出	1 建設改良費	営業設備費（西条）	79,426,000	50,357,482	10,000,000
2			営業設備費（東予）	128,394,000	85,678,251	18,400,000
合 計				207,820,000	136,035,733	28,400,000

左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
企業債	工事負担金	損益勘定留保資金			
円 0	円 10,000,000	円 0	円 19,068,518	円 0	公共下水道工事に伴う水道管布設替工事について、公共下水道工事の進捗に遅れが生じ、年度内の工事完成が困難となったため。
0	18,400,000	0	24,315,749	0	
0	28,400,000	0	43,384,267	0	

関係法令

地方公営企業法

(予算の繰越)

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 (略)

3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

報告第3号

平成30年度西条市病院事業会計予算繰越計算書について

平成30年度西条市病院事業会計に係る支出予算の経費を別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、報告する。

令和元年6月4日提出

西条市長 玉井敏久

平成30年度 西条市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

番号	款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
				円	円	円
1	1 資本的支出	2 建設改良費	個室エアコン設置	26,000,000	0	26,000,000
2			西館4階病棟改修	8,500,000	0	8,500,000
合 計				34,500,000	0	34,500,000

左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
企業債	工事負担金	損益勘定留保資金			
円 26,000,000	円 0	円 0	円 0	円 0	入院施設のため、工事施工前の配管等の事前調査などに制約が掛かり、時間を要したことから、年度内に工事完成が困難となったため。
円 8,500,000	円 0	円 0	円 0	円 0	
円 34,500,000	円 0	円 0	円 0	円 0	

関係法令

地方公営企業法

(予算の繰越)

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 (略)

3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

報告第4号

西条市土地開発公社の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、西条市土地開発公社の経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和元年6月4日提出

西条市長 玉井敏久

関係法令

地方自治法

(財政状況の公表等)

第243条の3 (略)

- 2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。
- 3 (略)

報告第5号

公益財団法人佐伯記念育英会の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人佐伯記念育英会の経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和元年6月4日提出

西条市長 玉井敏久

関係法令

地方自治法

(財政状況の公表等)

第243条の3 (略)

2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

3 (略)

報告第6号

株式会社西条産業情報支援センターの経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、株式会社西条産業情報支援センターの経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和元年6月4日提出

西条市長 玉井敏久

関係法令

地方自治法

(財政状況の公表等)

第243条の3 (略)

- 2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。
- 3 (略)

報告第7号

株式会社ソラヤマいしづちの経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、株式会社ソラヤマいしづちの経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和元年6月4日提出

西条市長 玉井敏久

関係法令

地方自治法

(財政状況の公表等)

第243条の3 (略)

- 2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。
- 3 (略)

報告第8号

交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について

交通事故に伴い、次のとおり和解すること及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和元年6月4日提出

西条市長 玉井敏久

専決第 1 号

専決処分書

交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 31 年 3 月 27 日

西条市長 玉井敏久

1 和解の相手方

省略

2 和解の内容

(1) 相手方の車両の物損に対する修繕料を、公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われる対物損害賠償金の範囲内で相手方に支払う。

(2) 損害賠償の額

車両の損害に係る額 金 55,440 円

(3) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしないことを誓約する。

## 提案理由

上下水道部下水道業務課（当時）公用車に係る交通事故について、相手方と示談による解決を図るため専決処分したので、これを報告するものである。

## 関係法令

### 地方自治法

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

報告第9号

交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について

交通事故に伴い、次のとおり和解すること及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和元年6月4日提出

西条市長 玉井敏久

専決第 2 号

専決処分書

交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 31 年 3 月 27 日

西条市長 玉井敏久

1 和解の相手方

愛媛県松山市一番町4丁目4番地2

愛媛県

2 和解の内容

(1) 相手方の街路樹等の物損に対する修繕料を、公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われる対物損害賠償金の範囲内で相手方に支払う。

(2) 損害賠償の額

街路樹及び縁石の損害に係る額 金93,000円

(3) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしないことを誓約する。

## 提案理由

保健福祉部高齢介護課（当時）公用車に係る交通事故について、相手方と示談による解決を図るため専決処分したので、これを報告するものである。

## 関係法令

### 地方自治法

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

報告第10号

交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について

交通事故に伴い、次のとおり和解すること及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和元年6月4日提出

西条市長 玉井敏久

専決第4号

専決処分書

交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年4月1日

西条市長 玉井敏久

1 和解の相手方

省略

2 和解の内容

(1) 相手方の車両の物損に対する修繕料を、公益財団法人全国市有物件災害共済会から支払われる対物損害賠償金の範囲内で相手方に支払う。

(2) 損害賠償の額

車両の損害に係る額 金 97,162 円

(3) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしないことを誓約する。

## 提案理由

保健福祉部子育て支援課（当時）公用車に係る交通事故について、相手方と示談による解決を図るため専決処分したので、これを報告するものである。

## 関係法令

### 地方自治法

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

報告第 1 1 号

交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について

交通事故に伴い、次のとおり和解すること及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和元年 6 月 4 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

専決第5号

専決処分書

交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年4月15日

西条市長 玉井敏久

1 和解の相手方

愛媛県西条市新田 1 3 3 番地 1

西条警察署

2 和解の内容

(1) 相手方の管理する信号機ボックスの物損に対する修繕料を、公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われる対物損害賠償金の範囲内で相手方に支払う。

(2) 損害賠償の額

管理する信号機ボックスの損害に係る額 金 30, 240 円

(3) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしないことを誓約する。

## 提案理由

建設部施設管理課公用車に係る交通事故について、相手方と示談による解決を図るため専決処分したので、これを報告するものである。

## 関係法令

### 地方自治法

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

報告第 1 2 号

権利の放棄について

西条市債権管理条例（平成 2 8 年西条市条例第 1 号）第 1 6 条の規定により、非強制徴収債権について権利を放棄したので、同条例第 1 7 条の規定により、次のとおり報告する。

令和元年 6 月 4 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

### 1 放棄した債権の内容

平成30年度以前に時効期間を経過した水道料金のうち、時効援用の申出がなく、西条市債権管理条例第16条各号の債権放棄事由に該当する債権

### 2 放棄した債権額等一覧

#### (1) 上水道料金

放棄事由	件数	債権額(円)
第1号(生活困窮)	3	1,510,400
第7号(行方不明等)	37	527,226
合計	40	2,037,626

#### (2) 簡易水道料金

放棄事由	件数	債権額(円)
第7号(行方不明等)	1	99,570
合計	1	99,570

### 3 債権を放棄した日

平成31年3月31日

## 提案理由

水道料金債権の回収が著しく困難、不能又は不適當であると認められるため、西条市債権管理条例第16条の規定により権利を放棄したので、同条例第17条の規定により、議会に報告するものである。

## 関係法令

### 西条市債権管理条例

#### (債権の放棄)

第16条 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等に係る債権を放棄することができる。ただし、当該非強制徴収債権について、債務者と共に債務を負担する者その他弁済の責任を負うべき他の者があり、それらの者が次の各号のいずれにも該当しないときは放棄することはできない。

(1) 債務者が生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難で、相当の期間を経ても履行の見込みがないと認められるとき。

(2)～(6) (略)

(7) 債務者が失踪、行方不明その他これに準ずる状態にあり、非強制徴収債権の徴収の見込みがないと認められるとき。

(8)、(9) (略)

#### (報告)

第17条 市長は、前条の規定により債権を放棄したときは、規則で定めるところにより議会に報告しなければならない。